

京都市景観白書データ集

～平成 24 年度～



平成 25 年 3 月

京 都 市

《 目 次 》

第1章 検証① 景観政策の実施状況	1
1 「建築物の高さの規制」	1
2 「自然・歴史的景観の保全」	3
3 「市街地景観の整備」	5
4 「眺望景観や借景の保全・創出」	8
5 「屋外広告物の規制」	9
6 「歴史的な町並みの保全・再生」	11
7 公共施設に関する様々な取組	14
8 景観政策の推進に向けた様々な取組	15
第2章 検証② 景観政策による建築活動等への影響	16
1 土地の価格の動向	16
2 建物の価格の動向	17
3 住宅着工の動向	18
4 良好な景観づくりに向けた事業者の取組	19
第3章 検証③ 景観政策による市民意識への影響	20
1 景観に対する市民の意識	20
2 良好な景観づくりに向けた市民の取組	22
3 市民団体など多様な主体の取組	23
第4章 京都市景観市民会議	24
1 平成23年度京都市景観市民会議の開催	24

京都市では、本市が実施している景観政策により、京都の景観がどのように保全・再生・創造されているのか、さらに、京都という都市にどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、その内容を分かりやすく取りまとめた「平成22年度京都市景観白書」を平成23年3月28日に発行しました。

その翌年度には、平成22年度末時点のデータ、写真及び取組などを集めた「京都市景観白書データ集～平成23年度～」を発行しました。本データ集は平成23年度末時点の内容をまとめたものです。このデータ集で使用している図表番号は、「平成22年度京都市景観白書」及び「京都市景観白書データ集～平成23年度～」の図表番号を基に設定していますので、このデータ集とともにそれらの冊子を併せて御覧ください。

本データ集の「H22(P17), H23(P1)」の表記は、「平成22年度京都市景観白書」の17ページ、「京都市景観白書データ集～平成23年度～」の1ページに対応していることを示します。

「平成22年度京都市景観白書」、「京都市景観白書データ集～平成23年度～」及び本データ集は、京都市景観政策課のホームページで御覧いただけます。

【ホームページ】 <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>

第1章 検証① 景観政策の実施状況

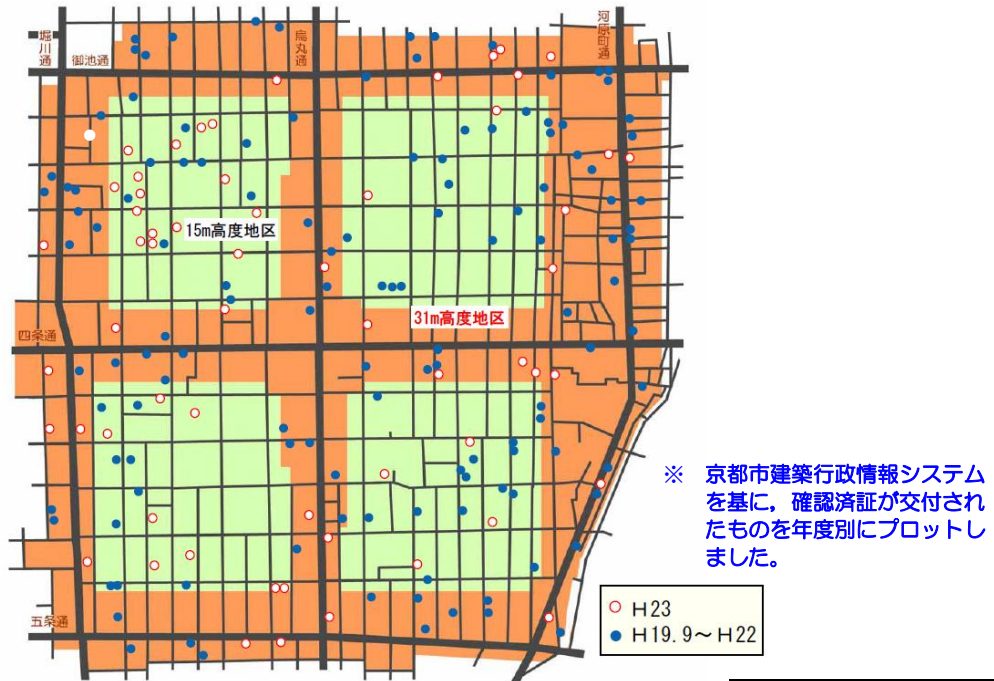
1 「建築物の高さの規制」

(1) 田の字地区等における建築活動の動向

→ H22(P17), H23(P1)

新景観政策での高さ規制の見直しで、特に規制強化をした、京都らしい市街地景観を残す田の字地区（河原町通、烏丸通、堀川通、御池通、四条通、五条通の幹線道路沿道）とそれらに囲まれた区域での平成23年度の建築活動の状況は以下のとおりです。

図表 2-2 田の字地区とそれらに囲まれた区域における建築活動の状況



(2) 高度地区の特例許可の状況

→ H22(P18), H23(P1)

平成23年度に、以下に示す物件について一定の範囲で高さの制限を超えることを認める特例許可を行いました。

図表 2-4 高度地区の特例許可の事例

許可年度	建築行為の種別	事例
H23 年度	新たに高さ規制を超える建築 (優れた形態及び意匠を有し、土地利用等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するケースです。)	● 片岡安設計の洋館の移築計画 ・ 高度地区：10m ・ 建築の高さ：11.36m 
	既存部分が高さ規制を超えている建築物への増築 (※1)	● 洛陽総合高等学校における校舎整備計画 ・ 高度地区：15m第2種 ・ 新たに建築する部分の高さ：15m ・ 既存の建築部分の高さ：15.7m

(※1) 高さ規制を超えている既存建築物や過去に特例許可を受けた建築物に、高さ規制を超えない範囲の増築をするケースです。

(3) 地区計画

→ 新規掲載

国の「都市景観 100 選」にも選ばれた岡崎地域において、優れた都市景観を構成する近代建築物や広々とした空間的魅力を将来へ保全継承するため、地区計画を含め、都市計画等の見直しを行いました。

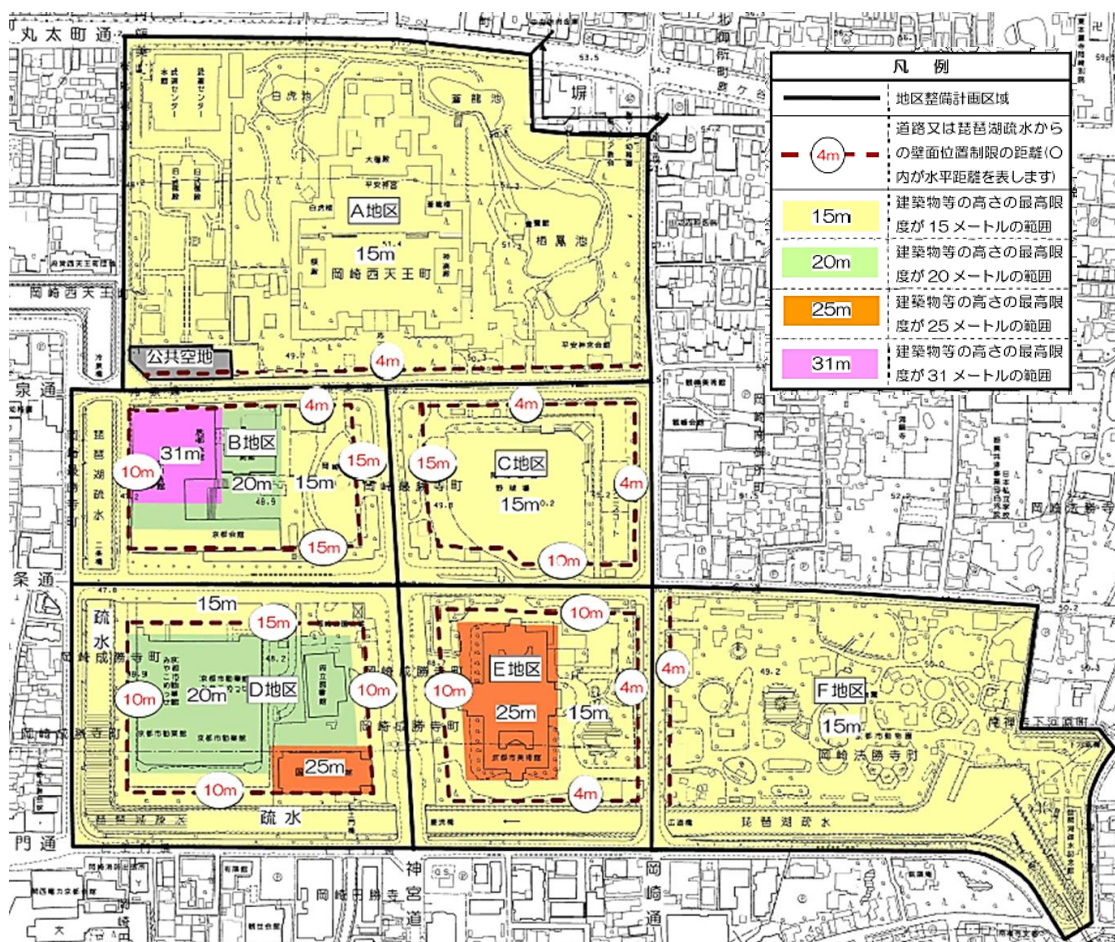
岡崎文化・交流地区地区計画では、優れた都市景観・環境を将来に保全継承するとともに、文化・交流ゾーンとしての機能強化、更なる賑わいの創出を図ることを地区の目標として、地区施設や建築物等の整備方針のもと、地区整備計画を定めています。

地区整備計画では、将来にわたって、建物が建つことのないオープンスペースを確保するための地区施設を定めているほか、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定めています。

その中で、建築物等の高さの最高限度では、岡崎地域に根付いている文化・交流施設について、時代のニーズに合った機能更新を図り、今後も広く市民の皆様に使っていただくことによって、岡崎地域の広々とした空間的魅力を将来に保全継承していくため、15メートルの高さ制限を基本として、各施設の機能更新に必要とされる高さ（※）を、既存の建物の必要最小限の範囲において定めています。

- ※ 1) 京都会館（現状約 27.5 メートル）
→ 20 メートル及び 31 メートル
- 2) 京都国立近代美術館 及び 京都市美術館（現状約 24.5 及び 22 メートル）
→ 25 メートル
- 3) みやこめっせ 及び 府立図書館（いずれも現状約 20 メートル）
→ 20 メートル

図表 2-4-2 岡崎地区地区計画図



2 「自然・歴史的景観の保全」

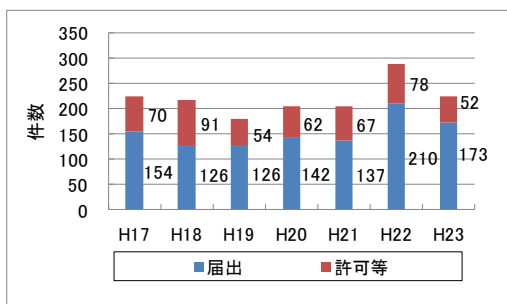
(1) 許認可の件数の推移

→ H22(P19～21), H23(P2)

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区等における平成 23 年度までの許可等の件数の推移は、以下のとおりです。

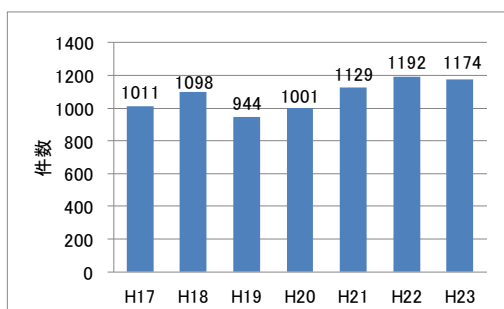
ア 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

図表 2-5 許可等件数の推移



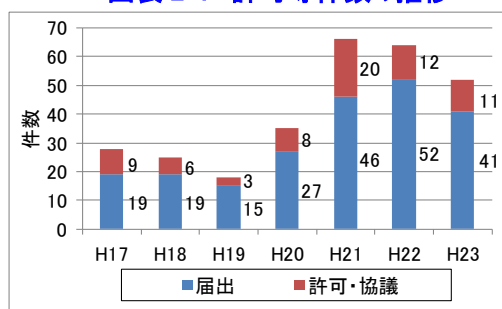
イ 風致地区

図表 2-6 許可等件数の推移



ウ 自然風景保全地区

図表 2-7 許可等件数の推移



(2) 新たに完成した建築物とその町並み

→ H22(P22), H23(P2)

平成 23 年度に地区内で新たに完成した建築物とその町並みの事例です。

図表 2-8 新たに完成した建築物とその町並み

風致地区第 2 種地域の事例（右京区）
（建築物単体）



（町並み）



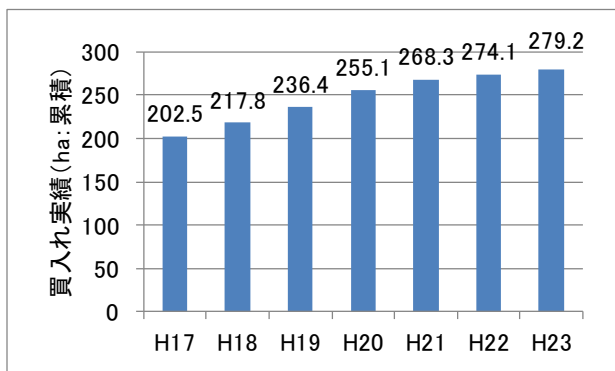
(3) 自然・歴史的景観の保全の取組

→ H22(P23～24), H23(P3)

ア 歴史的風土特別保存地区における取組 ～ 買入れの実績 ～

歴史的風土特別保存地区内におけるこれまでの買入れの実績の推移をグラフにしました。平成23年度までに歴史的風土特別保存地区の地区面積(2,861ha)の約9.7%を買入れていきます。

図表 2-9-2 歴史的風土特別保存地区内での買入れの実績推移(累積値)



イ 三山保全の取組

(ア) シンポジウム 三山におけるこれからの森林景観づくり

平成23年度に策定された指針「三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、三山の現状と課題、森林が持つ価値、森林景観の保全・再生のための基本的な考え方などを、多くの方々に知っていただき、協働による森林景観づくりを推進していくため、シンポジウム「三山におけるこれからの森林景観づくり」を開催し、市民やNPO、森林所有者など約200名の方々に参加をいただきました。

シンポジウムでは「協働による森林景観づくり」を担う、市民・NPO・森林所有者・企業など、様々な立場の方々による、パネルディスカッションが行われ、後半では参加者の方々からの意見等も交え熱気あふれる催しとなりました。



(シンポジウム パンフレット)

(イ) 清水山の森づくり(子安観音地区)

ガイドライン策定後の実践的な取組として、京都伝統文化の森推進協議会と本市職員との協働により東山の景観改善を図ることを目的とし、平成23年12月18日に「清水山の森づくり(子安観音地区)」イベントを開催しました。



(清水山の自然景観保全の取組)

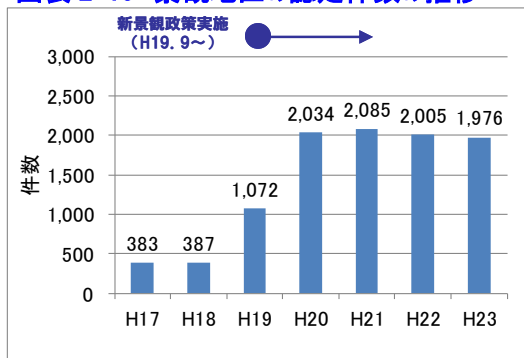
3 「市街地景観の整備」

(1) 認定・届出の件数の推移

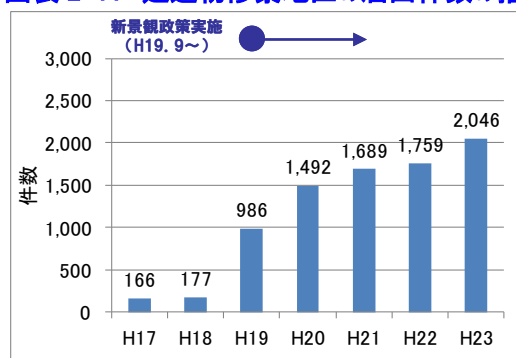
→ H22(P25～26), H23(P4)

平成 23 年度までの景観地区及び建造物修景地区における認定等の件数の推移は、以下のとおりです。図表 2-11 から、建造物修景地区の平成 23 年度の届出件数は、平成 22 年度と比べて 300 件程度増加しました。

図表 2-10 景観地区の認定件数の推移



図表 2-11 建造物修景地区の届出件数の推移



●ちょっと コラム

景観政策が進化しました ①

■建造物修景地区の届出対象建築物の拡大

- 山並み背景型、岸边型及び町並み型の建造物修景地区において、一戸建て専用住宅を除き、延べ面積 200 平方メートルを超える建築物については、高さが 10 メートル以下であっても、建築するときに届出が必要になりました。

◆ 平成 23 年 3 月まで

- 高さが 10m を超える建築物

◆ 平成 23 年 4 月 1 日～

- 高さが 10m 以下であっても延べ面積が 200 m² を超える建築物^{*1*2}

*1 一戸建て専用住宅の場合は、従来どおり高さが 10m を超える場合のみ。

*2 山ろく型建造物修景地区は、従来通り、原則すべての建築物。

(2) デザインの特例認定の状況

→ H22(P27), H23(P4)

平成 23 年度に景観地区内において 2 件の特例認定を行いました。

図表 2-12 景観地区におけるデザインの特例認定の実績

認定年度	事例
H23 年度	宗教法人本門佛立宗第一佛立会館
	国立大学法人京都大学駐車場

平成 23 年度に特例認定を行った民間施設です。

図表 2-13 景観地区におけるデザインの特例認定の事例
(宗教法人本門佛立宗第一佛立会館)



適用を除外したデザイン基準 (旧市街地型美観地区)	● 軒庇（道路に面する 1, 2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 90cm 以上）を設けること。）
外観デザインのポイント	● 日本建築の特性の一つである「深い軒」をデザインモチーフとしました。 ● 吹き抜けは、垂直材で構成されたサッシやガラス越しに、日本の伝統的な木の垂木や格子が透けて見えるようにし、和の感情を取り入れたデザインとしました。 ● 外壁の仕上げは、光沢を抑え土壁の感触に近い仕上げとし、落ち着いた京都の町並みと調和を図りました。

(3) 新たに完成した建築物とその町並み

→ H22(P28~34), H23(P5)

京都市内の各所で、新たなデザイン基準に適合した建築物が続々と建てられています。平成23年度に新築された建築物の一部を以下に紹介します。

図表 2-14 新たに完成した建築物とその町並み

【美観地区】

■ 歴史遺産型美観地区

三条通界わい景観整備地区（中京区）
（建築物単体）



（町並み）



既存校舎との一体感を視野にいれながら近代洋風建築の意匠を表現するため、既存校舎と同じ色調のレンガ調タイルを採用し、同じ石材を用いながら壁面の装飾を行いました。

■ 旧市街地型美観地区

（中京区）

（建築物単体）



（町並み）



全体をモノトーンでまとめ、低層部では町家のもつヒューマンスケールを作り込み、上層部では、雁行、陰影、素材の変化などを工夫し、四季や時間により表情がうつろう豊かなファサードをつくりあげました。

【美観形成地区】

■ 沿道型美観形成地区

（左京区）

（建築物単体）



（町並み）



北山杉の格子と屋上の樹木が訪れた人々に季節のうつろいを感じさせるよう工夫されています。消炭色の二丁掛タイルにボーダータイルを合わせ、落ち着いたある地域に長く親しまれる外観を目指しています。また、屋根一体型の太陽光パネルを設置し、室外機周りには外壁を立ち上げ、環境にも景観にも配慮した建物となっています。

4 「眺望景観や借景の保全・創出」

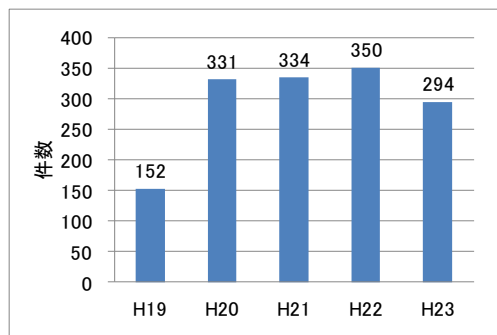
眺望空間保全区域及び近景・遠景デザイン保全区域における平成 23 年度までの認定件数等の推移及び眺望景観や借景の保全状況は、以下のとおりです。平成 23 年度の近景・遠景デザイン保全区域の届出件数は、平成 22 年度と比べて 1500 件程度減少しました(図表 2-18)。

(1) 認定・届出の件数の推移

→ H22(P38), H23(P6)

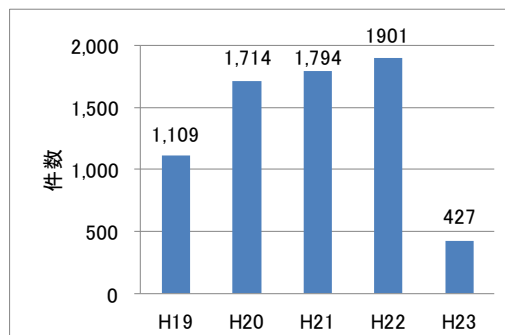
ア 眺望空間保全区域（認定）

図表 2-17 眺望空間保全区域の認定件数の推移



イ 近景・遠景デザイン保全区域（届出）

図表 2-18 近景・遠景デザイン保全区域の届出件数の推移



●ちよこっと コラム

景観政策が進化しました ②

■眺望景観保全地域における区域設定、手続等の整備

- ◆ 近景デザイン保全区域の視点場の範囲を境内や庭園の眺めを保全する部分に限定しました。それに伴い、近景デザイン保全区域の範囲も変わりました。
- ◆ 地形等により視点場から明らかに視認できず、かつ領域が明確に設定できる範囲については、遠景デザイン保全区域から除外しました。
- ◆ 遠景デザイン保全区域において、視点場から距離が 3 キロメートルを超える範囲にある高さ 10 メートル以下の建築物及び工作物は、ほとんど視認できないことから、届出を不要としました。

(2) 眺望景観や借景の保全状況

→ H22(P39), H23(P6)

図表 2-20 各視点場からの眺望景観の保全状況



5 「屋外広告物の規制」

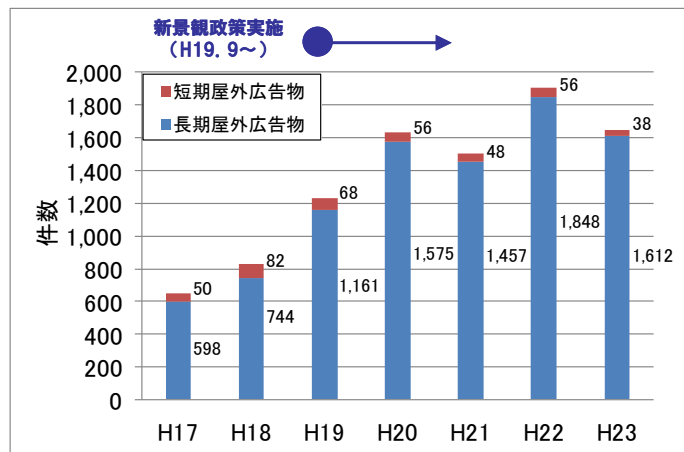
(1) 屋外広告物の許可件数等の推移

→ H22(P40～42), H23(P7)

平成 23 年度までの屋外広告物の許可の件数等の推移は、以下のとおりです。

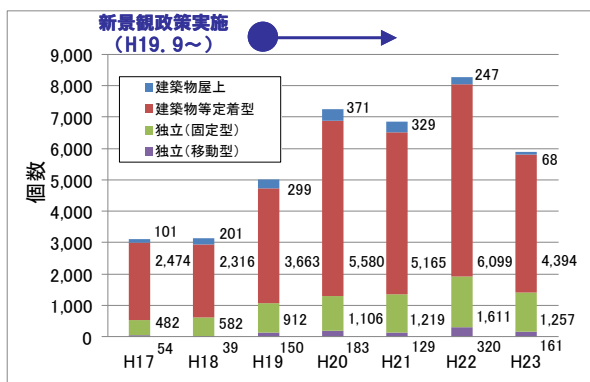
ア 許可件数

図表 2-21 屋外広告物の許可件数の推移

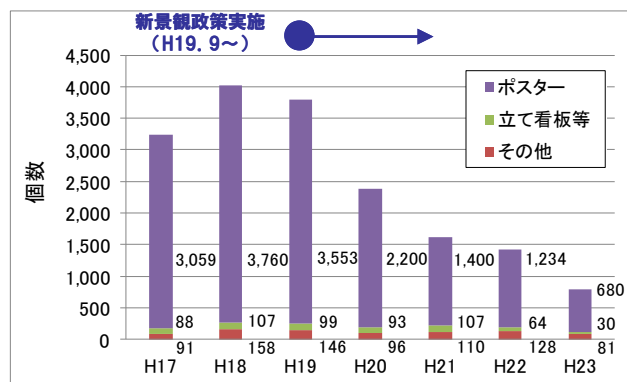


イ 許可個数

図表 2-22 長期屋外広告物の許可個数の推移

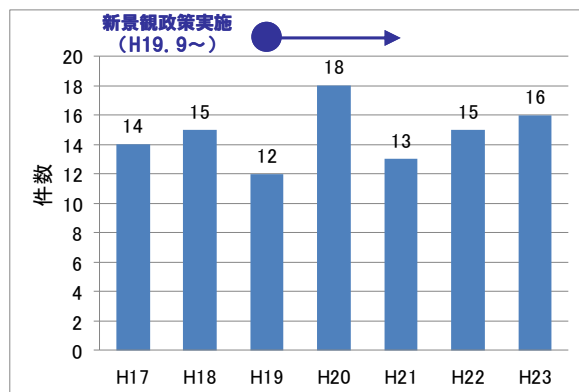


図表 2-23 短期屋外広告物の許可個数の推移

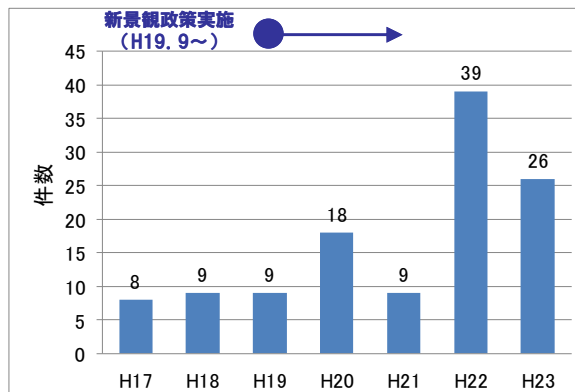


※ その他：アドバルーン、懸垂幕、横断幕、のぼり、小旗

図表 2-24 車体広告物の許可件数の推移



図表 2-25 特定屋内広告物の届出件数の推移



(2) 優良な屋外広告物の表彰

→ H22(P47), H23(P9)

図表 2-31 優良屋外広告物賞 優秀賞

【第3種地域】



メタリックな壁面パネルをくり抜いたように見える広告物は、近づく、奥行き方向の厚みに変化があり、その背後に紺色のパネルがはめ込まれているのが分かります。また、開口部の位置と形状に変化を持たせており、見方によって多彩な表情を見せます。店舗のファサードを構成する他の素材ともバランスが取れており、広い道路に面する景観要素として、よく考慮されています。

(3) 屋外広告物の助成制度

→ H22(P48), H23(P9)

図表 2-32 優良屋外広告物補助金交付事例

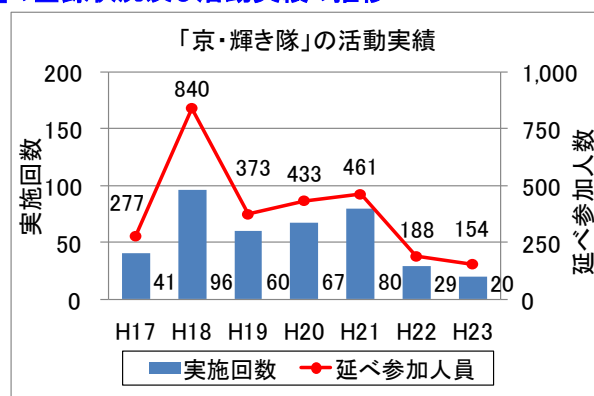
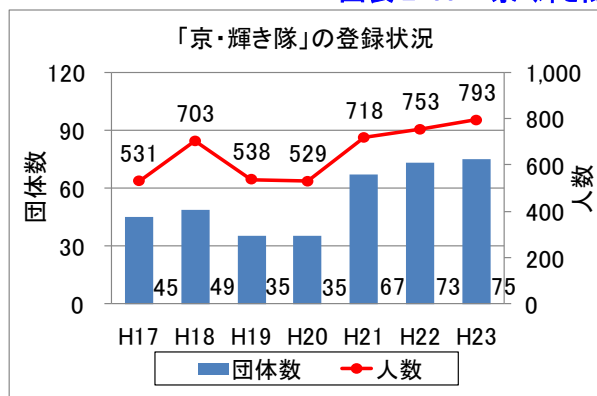
平成 23 年度実績



(4) 市民との協働による取組事例

→ H22(P49), H23(P9)

図表 2-33 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



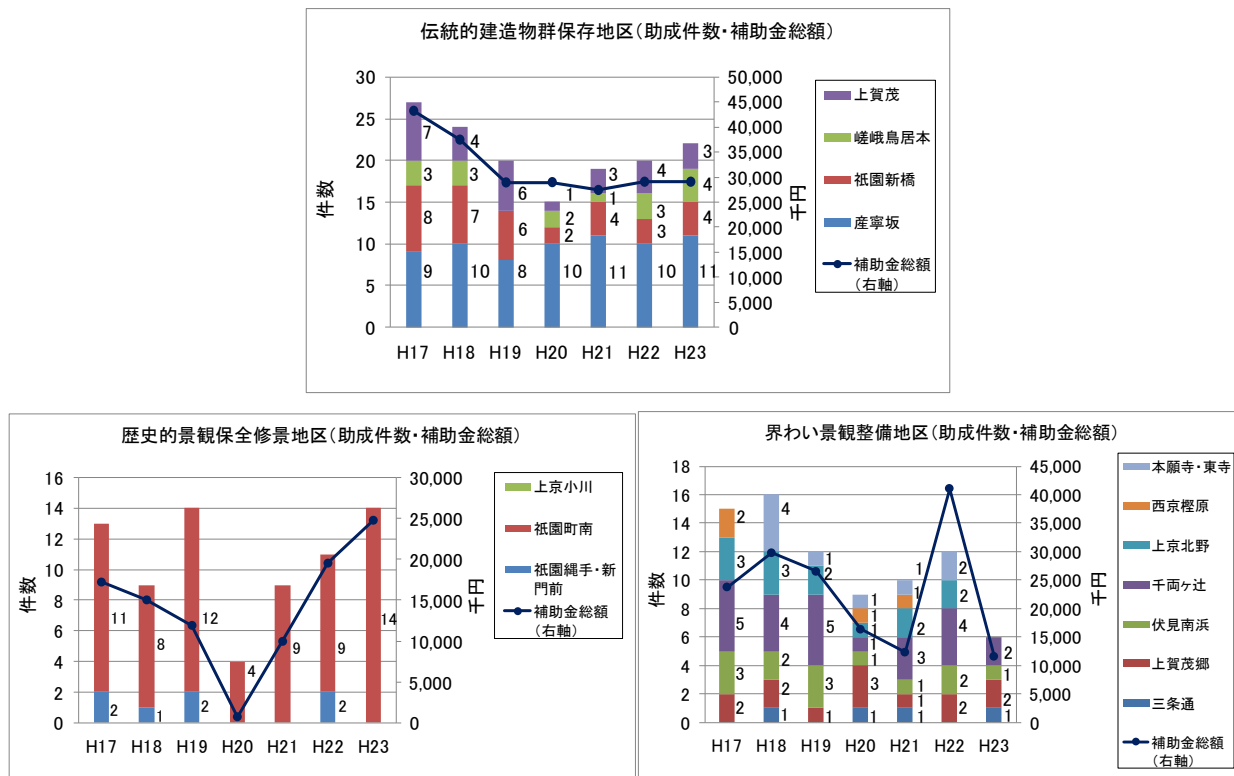
6 「歴史的な町並みの保全・再生」

(1) 助成制度の活用状況

→ H22(P54), H23(P10)

各指定地区内における修理・修景に対する助成件数、補助金額の推移は、以下のとおりです。

図表 2-37 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



(2) 助成制度の活用による修理・修景の事例

→ H22(P55), H23(P10)

各指定地区内における助成制度の活用による修理・修景の事例は、以下のとおりです。

図表 2-38 助成制度の活用による修理・修景の事例

千両ヶ辻界わい景観整備地区の事例



修景前



修景後

・ 改変の見られた町家の外壁や建具等を地域様式に従って修景しました。

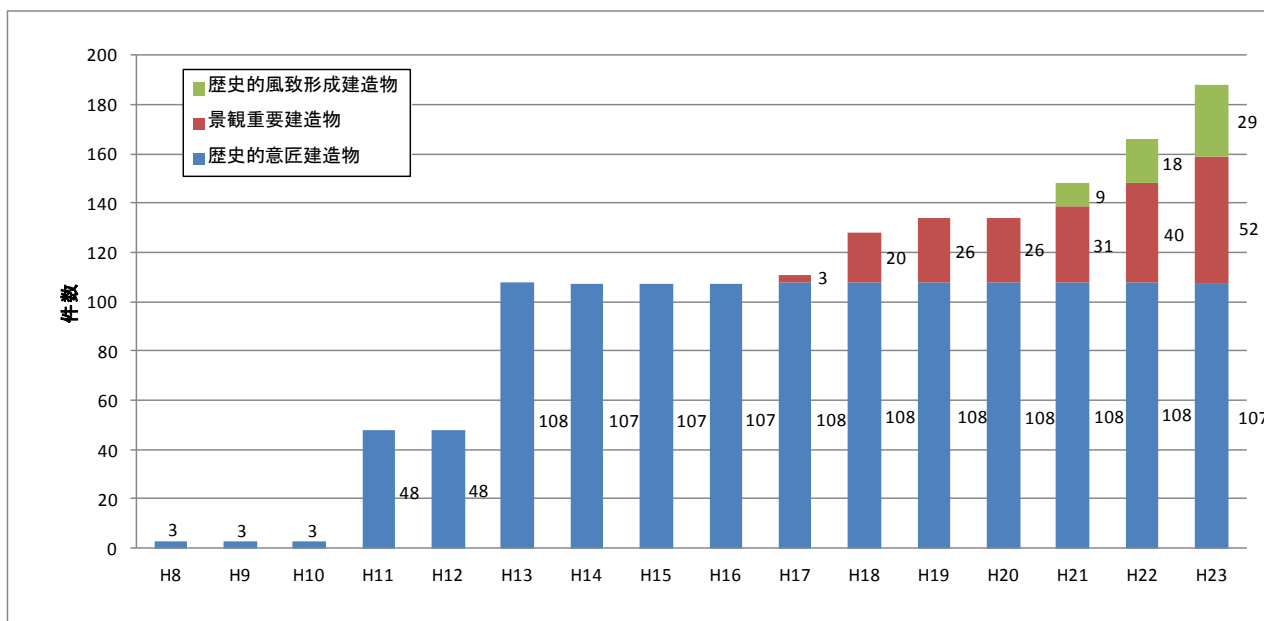
(3) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

→ H22(P56～59), H23(P11～12)

建築物単体の指定状況，指定建築物の事例等は，以下のとおりです。

ア 建造物単体の指定状況

図表 2-39 建造物単体の指定件数の推移



※ 複数の制度にまたがって重複指定している物件もあります。

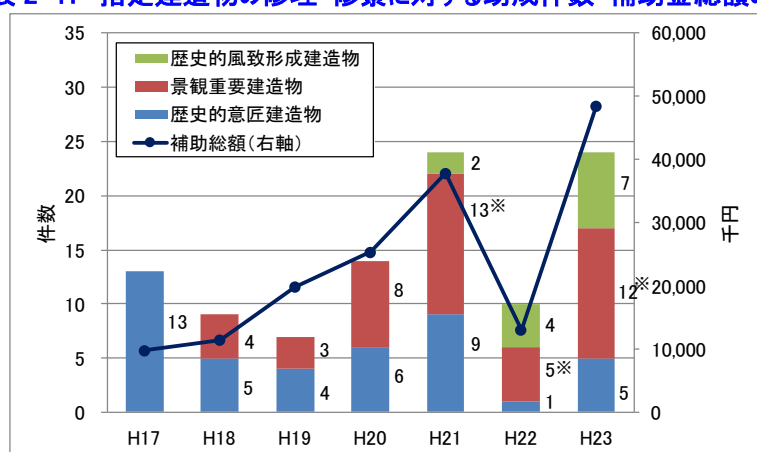
イ 指定建造物の事例

図表 2-40 指定建造物の事例



ウ 助成制度の活用状況

図表 2-41 指定建造物の修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



※ 歴史的風致形成建造物との重複指定物件を含む。

エ 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-42 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物・歴史的風致形成建造物 大島邸



修理前



修理後

・老朽化した屋根・外壁等を修繕し、一部を昔の状態に戻しました。

7 公共施設に関する様々な取組

(1) 近年の公共建築物の建築デザイン

→ H22(P61), H23(P13)

平成 23 年度末までに完成した公共建築物の事例は、以下のとおりです。

図表 2-44 京都市立凌風小学校・凌風中学校

	外観デザインのポイント 南側は、階段状のバルコニーと先端の縦格子手摺が主な表情となっており、北立面は、東西のボリュームを中央部分で面落ちさせることにより分節化し、圧迫感を与えないように配慮しています。体育館である東側は壁面積が大きくなるため、デザイン要素として京都らしい縦格子をモチーフとした壁面構成となっています。 また、建物屋上階の頂部には金属勾配屋根をまわし、スカイラインに配慮しており、外壁には土壁調の左官系塗料を採用するなど、景観に配慮した落ち着いた色彩の外観です。
---	--

図表 2-44 京都市立鷹峯小学校野外学習施設

	外観デザインのポイント 計画敷地の場所性や、施設内からの野外観察など利用形態を踏まえ、屋根の棟木部分にハイサイドライトを設け、屋根形態に変化をつけることで、特徴ある外観デザインとしています。 また、2棟構成とすることで、ボリューム感を抑え周囲のスケール感との調和を図っています。2棟の建物の高さと向きに変化をつけ、周辺の自然環境に配慮した構成です。 外壁については、市内産木材を利用し、野外学習に相応しい自然素材による外観としています。
--	---

図表 2-45 東岩本市営住宅第2棟

	外観デザインのポイント 京町家を意識した切妻屋根及び日本瓦葺きを採用し、外壁等についても和風を基調とした土壁の色調とすることで京都らしい意匠としています。また、外壁の低層部と高層部の色を変えるほか、化粧柱を設け、壁面の分節化を図ることにより、壁面の長大化を抑え、周辺への圧迫感を低減しています。
---	--

8 景観政策の推進に向けた様々な取組

(1) 平成 23 年度「地域景観づくり講座」の開講

→ H22(P64～66), H23(P14)

京都市内にお住まいの方で地域の景観づくりに取り組んでいる方、又は取り組もうとしている方を対象に、景観についての基礎知識や、景観を見たり考えたりするポイントなどを体験的に学ぶことができる講座を開設しました。地域の中心となって景観づくりに取り組む方の育成を目指しています。

	日 程	内 容
第 1 回	10/15 (土) 13:30～16:30	『景観づくりのスズメ』 ・ 京都の景観と景観政策の概要 ・ 地域景観づくりに取り組んでおられる地域の当事者から景観づくりの進め方及びその効果など
第 2 回	11/26 (土) 10:00～15:00	『気付きのプロセス・きっかけづくりを体験する』その 1 ・ 地域の町並みを景観的な視点から眺める「まち歩き」を体験し、気になる建物や町並みの写真を撮り、景観マップ作り
第 3 回	12/10 (土) 13:30～16:30	『気付きのプロセス・きっかけづくりを体験する』その 2 ・ 作成した景観マップを見ながら、ワークショップを行い、地域景観の良さや課題を共有し、より良い地域の景観づくりに向けた取組の進め方など
第 4 回	1/21 (土) 13:30～16:30	『京都の景観政策&景観シミュレーションを知ろう』 ・ 京都の景観政策の詳細 ・ 地域の町並み景観を立体的に見ることができる景観シミュレーションシステムの操作方法
第 5 回	2/4 (土) 13:30～16:30	『How to 景観づくり』 ・ 地域での景観づくりを支援する本市等の仕組みや制度 ・ 学識経験者から、地域景観づくりのポイント



(2) 景観シミュレーションシステムの貸出しの開始

地域での景観づくりの推進に当たっては、地域の景観上の課題を確認したり、地域の将来像を話し合い、共有しあったりすることが重要です。

そのための「道具」として、コンピュータグラフィックスを用いて、今のまちの姿や将来のまちの姿をパソコン上で作成し、様々な視点から立体的に眺めることができる「景観シミュレーションシステム」を構築しました。

地域での景観づくりの取組に活用していただけるよう、景観シミュレーションシステムを搭載するパソコンの貸出しを平成 23 年度 9 月から開始しています。

また、このシステムの概要に関する出張デモンストレーション等も行っております。



第2章 検証② 景観政策による建築活動等への影響

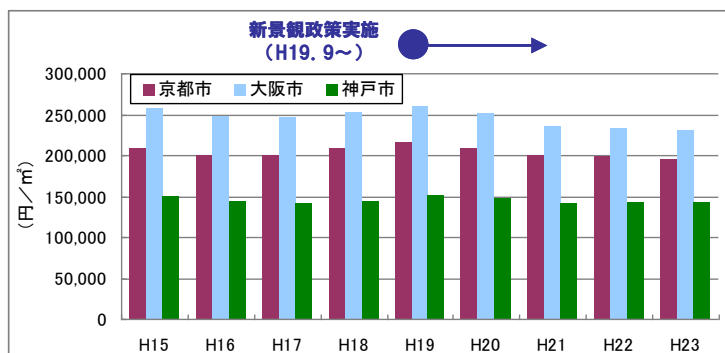
平成 23 年度までの土地の価格の推移，中古マンションの不動産取引価格の動向及び住宅着工の動向等は，以下のとおりです。

1 土地の価格の動向

(1) 他都市との比較

→ H22(P68～69), H23(P15)

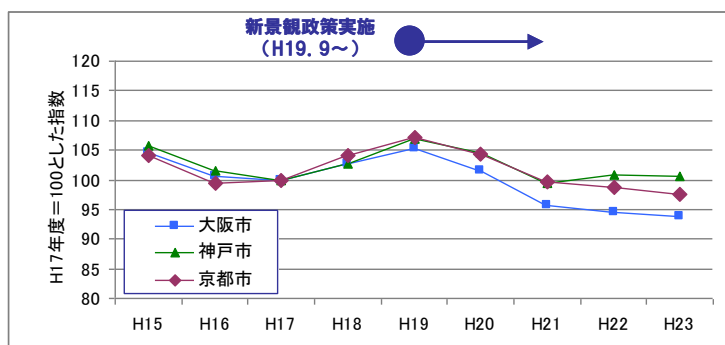
図表 3-1 地価公示(住宅地平均価格)の推移



(資料) 地価公示

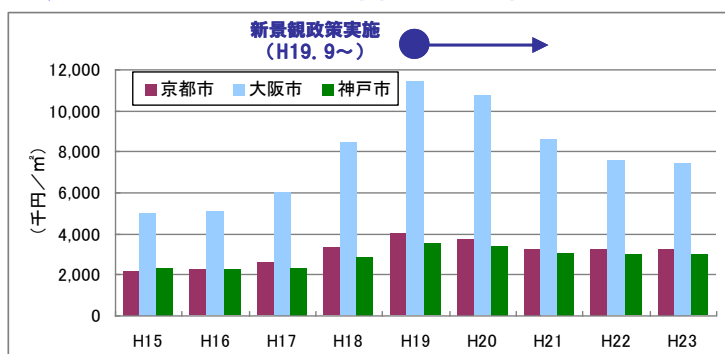
※ 地価公示は 1 月 1 日時点での価格であり，例えば「平成 18 年地価公示」は，平成 17 年度時点となる。左記グラフでは年度表記としており，「H17」は「平成 18 年地価公示」のデータを表す(以下同じ)。

図表 3-2 地価公示(住宅地平均価格 平成 17 年度を 100 とした指数)の推移

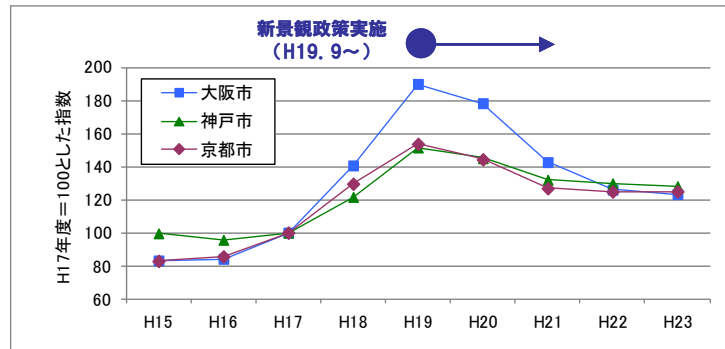


平成 23 年度をみると，京都市，大阪市では引き続き緩やかな下落傾向を示し，神戸市では横ばいとなっています。景気の不透明感拭えないものの，全般に京阪神圏の地価は下落幅が縮小傾向にあります。

図表 3-3 地価公示(商業地最高価格)の推移



図表 3-4 地価公示(商業地最高価格 平成 17 年度を 100 とした指数)の推移



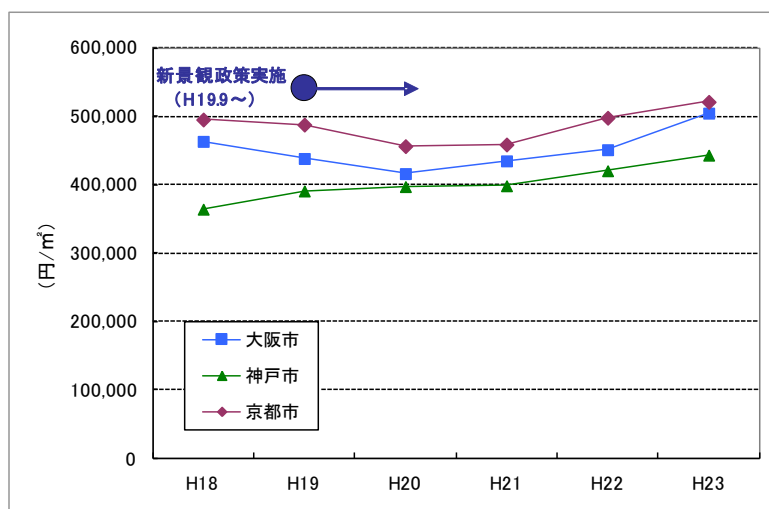
平成 23 年度には，京都市・神戸市において地価が横ばい傾向を示しているほか，下落傾向を示していた大阪市の下落幅が緩やかになっています。

2 建物の価格の動向

(1) 中古マンションの不動産取引価格の動向

→ H22(P72), H23(P16)

図表 3-6 中古マンションの不動産取引価格の推移(㎡単価)



(資料) 「不動産の取引価格情報」(国土交通省 土地総合情報ライブラリー)

※ 3都市の都心部にある中古マンション(築後3~10年を経た物件を抽出)の取引価格(㎡単価)を平均したもの。取引価格は、国土交通省が全取引を対象に行っているアンケート調査による。

◇ 京都市: 上京区, 中京区, 下京区, 東山区の計4区

◇ 大阪市: 北区, 福島区, 中央区, 西区, 天王寺区, 浪速区の計6区

◇ 神戸市: 東灘区, 灘区, 中央区, 兵庫区の計4区

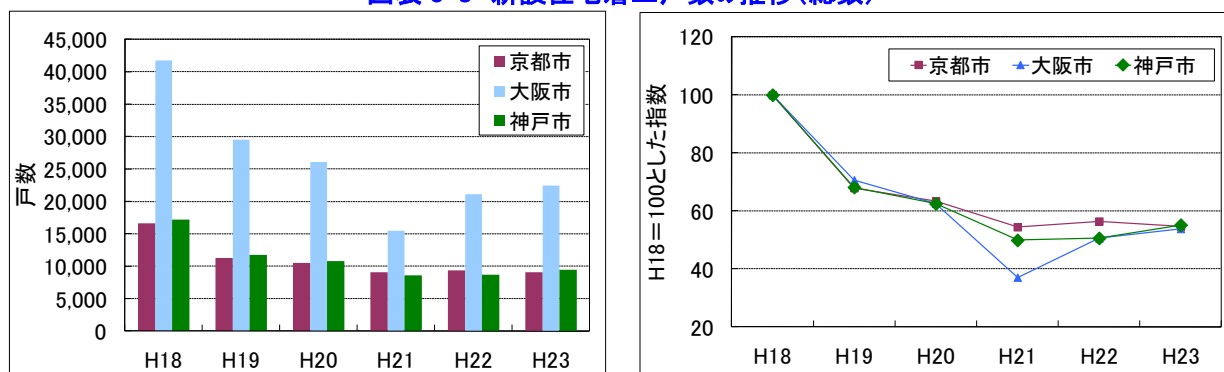
※ 全取引件数に対するデータ取得率は、概ね10%~20%程度である。

関西主要3都市の都心部における中古マンション(築後3~10年を経た物件を抽出)の不動産取引価格(㎡単価)をみると、平成22~23年にかけて大阪市のマンション価格が大きく上昇している傾向がみられますが、平成18年度以降、3都市の中で京都市が最も高い水準で推移しています。京都市内におけるマンション等の資産価値が比較的高く評価されていることや、都心部におけるマンションの品薄感などが影響して、中古物件の価格が他都市に比べ高い水準で推移しているとも考えられます。

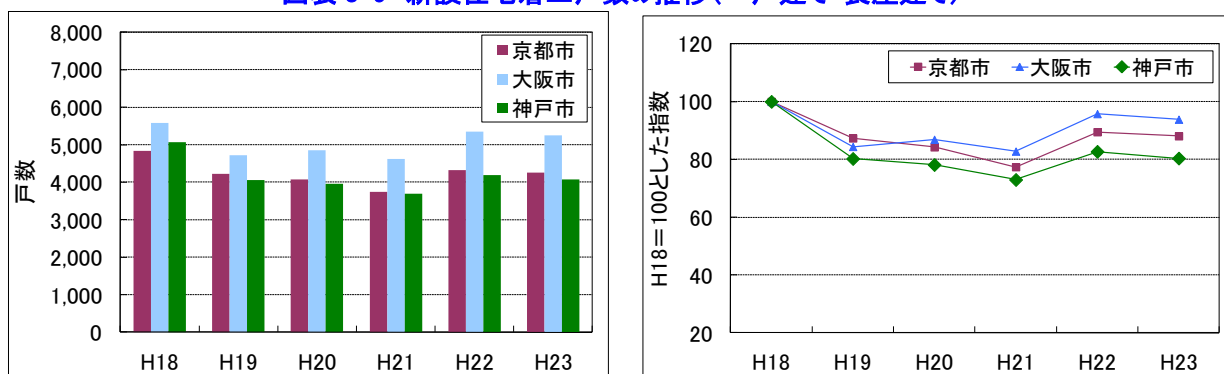
3 住宅着工の動向

→ H22(P74), H23(P17)

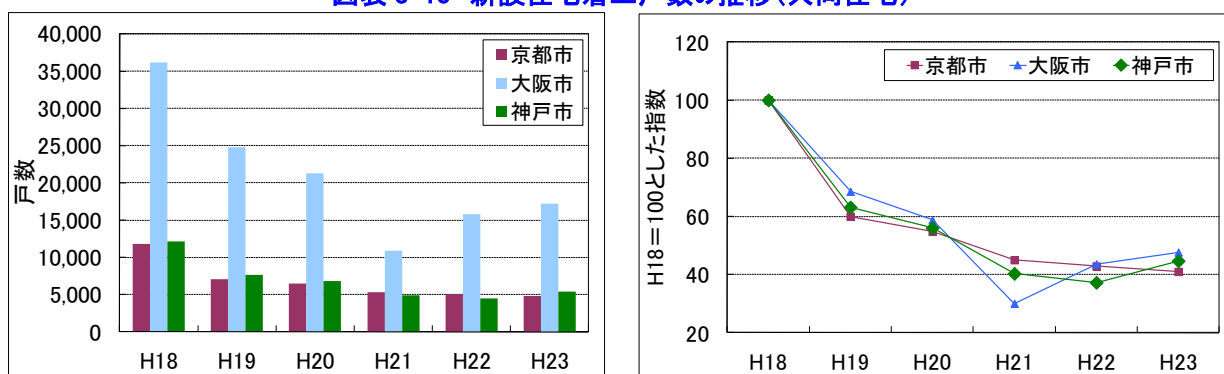
図表 3-8 新設住宅着工戸数の推移(総数)



図表 3-9 新設住宅着工戸数の推移(一戸建て・長屋建て)



図表 3-10 新設住宅着工戸数の推移(共同住宅)



(資料)「住宅着工統計」

関西主要3都市における新設住宅着工戸数の動向をみると、平成23年度では大阪市、神戸市ではそれぞれ対前年度比6%、9%増、京都市では微減傾向を示しています。全般的には景気の悪化や需要の減退、投資環境の悪化などによって不動産市況の先行きの不透明感は継続しているものの、住宅着工戸数は横ばい～微増傾向を示しています。

住宅種別でみると、各都市とも一戸建て・長屋建ての着工戸数が横ばいの傾向を示しています。共同住宅(マンション等)については大阪市、神戸市で前年度比10%、20%増を示す一方で、京都市では5%減となっています。

(1) 京信・地域の絆づくり大賞

京都信用金庫では、人と人、企業と企業の絆を育み、豊かな地域社会の発展のために、地域活性化支援活動として平成20年に「京信・地域の絆づくり大賞」を創設され、第4回目となる平成23年度には「残そう町家、守ろうコミュニティ」をテーマに、心豊かな地域コミュニティの再生を目指し、地域社会における「町家」の保存・活用・再生に関する取組の顕彰が行われました。

図表 3-14 「京信・地域の絆づくり大賞」
パンフレット



図表 3-15 「京信・地域の絆づくり大賞」表彰式



第3章 検証③ 景観政策による市民意識への影響

1 景観に対する市民の意識

→ H22(P77), H23(P18)

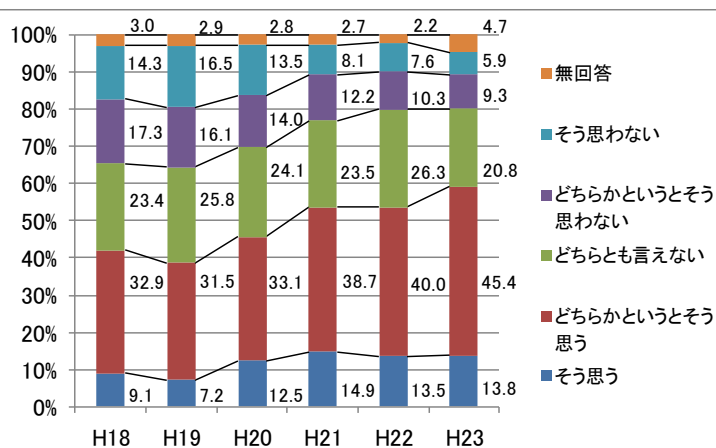
京都市が、政策評価のために平成16年度から行ってきた「京都市市民生活実感調査」の中から、景観分野に関係すると思われる設問への回答について、経年的な変化をみるものとします。

この調査は、京都市の政策の評価に活用することを目的に、京都市が取組を進めている様々な分野において、市民の皆様がどのような実感をお持ちなのか、また何を重要と感じておられるのかについて調査するものです。

図表 4-2 町並み景観に関する市民の実感

「個性的で美しい景観の形成」

質問：京都の個性的な町並み景観が守られている。



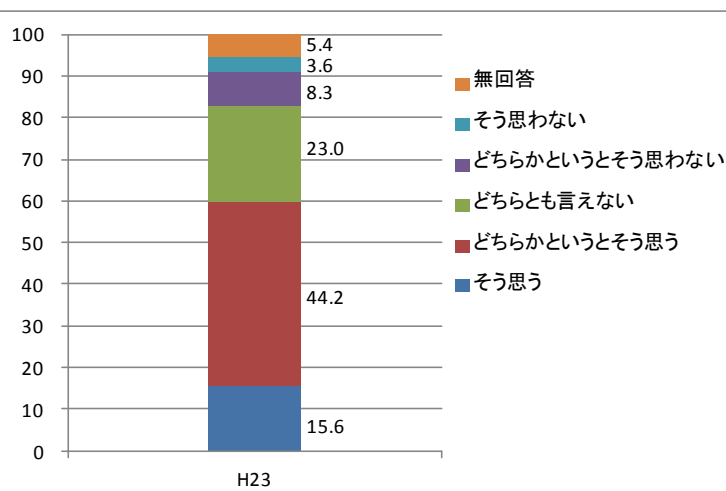
町並み景観に関する市民の実感については、新景観政策実施後の平成20年度以降、「そう思う」及び「どちらかというと思う」の占める割合が高まり、平成23年度では60%程度まで増加しています。

これは、新景観政策の実施による普及啓発活動や、それらに関する多くの報道などによって、景観に対する市民の関心が高まったことによるものと考えられます。

図表 4-2-2 京町家の継承に関する市民の実感

「京町家の継承」

質問：京都のくらしや文化を伝えている京町家が継承されている。

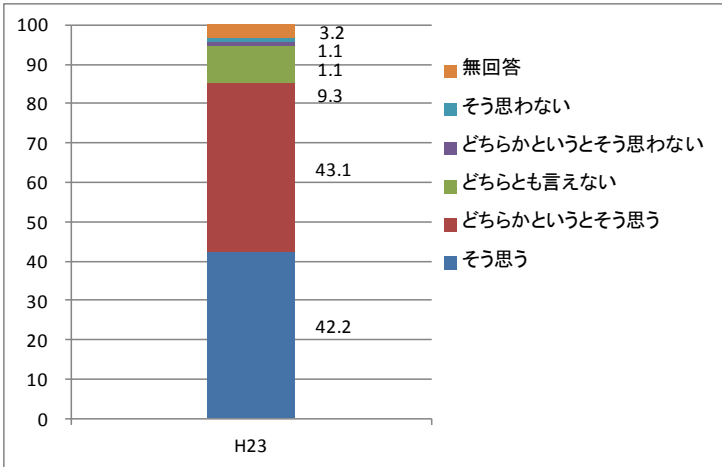


京町家の継承に関する市民の実感については「そう思う」及び「どちらかというと思う」とする方が約6割を占めています。

図表 4-2-3 京都の自然風景に関する市民の実感

「美しく魅力的な自然風景」

質問：三山の山並みなどの自然風景は，美しく魅力がある。

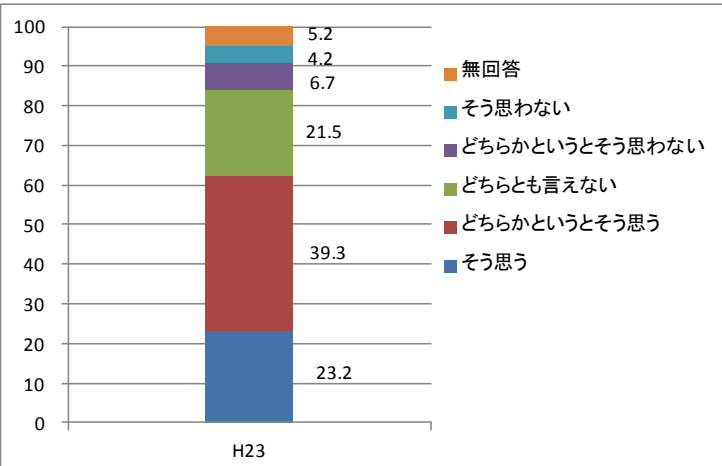


京都の自然風景に関する市民の実感については「そう思う」及び「どちらかというと思う」とする方が8割を超えています。

図表 4-2-4 誇りや愛着を持てる町並みや風景の存在に関する市民の実感

「誇りや愛着を持てる町並みや風景」

質問：身近に誇りや愛着を持てる町並みや風景がある。



誇りや愛着を持てる町並みや風景の存在については「そう思う」及び「どちらかというと思う」とする方が6割を超えています。

(1) 先斗町での取組

先斗町は、高瀬川の開削に伴い成立した木屋町通の発展に歩調を合わせ江戸期からの歓楽街の1つであり、五花街の1つとして今日まで350有余年にわたり日本の花街の雰囲気を残している地域です。

先斗町では、地域景観づくりを主体として、先斗町の景観や町並みの保全、求められる先斗町らしさの創出を前提としたうえで、先斗町界わいでの住民、事業者による先斗町の発展を目指し、立誠まちづくり委員会と連携した活動を行う「先斗町まちづくり協議会」を平成23年10月に設立し、花街先斗町が未来永劫のこの美しさであることを望んで、先斗町に住まう者・商う者の原理原則を踏まえ、町会会員がとるべき行動と規範を「先斗町 町式目」として定め、地区内全員で実践する活動をされています。

図表 4-7-2 屋外広告物自主改善の取組



取組前



取組後

3 市民団体など多様な主体の取組

→ H23(P19)

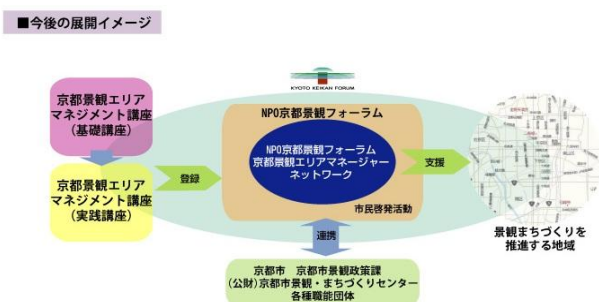
(1) 京都景観フォーラムの取組

特定非営利活動法人京都景観フォーラムでは、景観まちづくりに関わる様々な分野の専門家を対象とし、京都の景観に対する幅広い知識と高い見識を持つ専門家を養成することを目的に「京都景観エリアマネジメント講座（基礎講座）」を開催されました。これにより、景観に関する多様な分野の専門家ネットワークを形成し、市民が主体となった景観まちづくりを支援するため、様々なフィールドで実践を積んでおられます。

図表 4-10 京都景観エリアマネジメント講座
パンフレット



図表 4-11 京都景観フォーラムの今後の展開イメージ



図表 4-12 京都景観エリアマネジメント講座



第4章 京都市景観市民会議

1 平成23年度京都市景観市民会議の開催

→ 新規掲載

京都市では、歴史都市・京都にふさわしい景観の保全と創造を目指し、平成19年9月から「新景観政策」を実施し、景観政策が市民生活や建築活動、経済活動などに与える影響や効果などを検証しながら、継続的に政策を進化させていくこととしています。

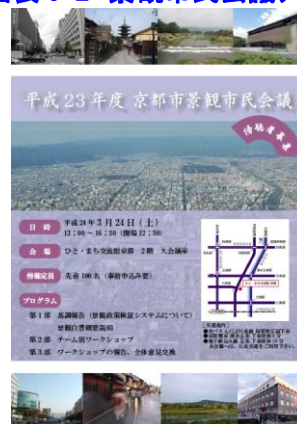
そこで、景観政策の検証結果などを分かりやすくまとめた「京都市景観白書」を題材として、景観政策の検証結果に対する市民の皆様からの評価、課題抽出やその課題の改善に向けてのアイデア出しを行う「平成23年度京都市景観市民会議」を開催しました。

京都市景観市民会議は、学識経験者や公募等による市民、関連する業界団体等から推薦を受けた方々31人で構成し、①自然・山ろく景観、②市街地景観・広告景観、③歴史的町並み・地域景観づくりの3項目をテーマとして、市民生活やまちづくり、建設、不動産、産業、観光など、景観に関する様々な観点から幅広い意見がありました。

図表 5-1 平成23年度 京都市景観市民会議



図表 5-2 景観市民会議チラシ



図表 5-3 平成23年度京都市景観市民会議 概要

日時	平成24年3月24日(土) 13:00～17:00
会場	ひと・まち交流館京都 2階 大会議室
プログラム	第1部 基調報告（景観政策検証システムについて） 第2部 チーム別ワークショップ 第3部 ワークショップの報告、全体意見交換

委員名簿

学識経験者	市民委員	関係団体代表等
青山 吉隆	荒川 晃嗣	井上 誠二
井上 えり子	岩井 吉彌	小泉 光太郎
今西 純一	神戸 啓	児玉 雅人
高田 光雄	桑原 尚史	下西 伊佐男
宗田 好史	島田 典一	道家 駿太郎
森本 幸裕	高橋 恭弘	内藤 郁子
門内 輝行	田中 聡	中西 真也
	谷口 親平	名和 啓雅
	辻野 隆雄	松尾 洋一
	富家 大器	水野 祥司
	松本 よし子	山田 拓広
	和田 嘉久	湯川 君雄

図表 5-4 チーム別ワークショップの概要

【各テーマの主な意見交換の概要】

①自然・山ろく景観	②市街地景観・広告景観	③歴史的町並み・地域景観づくり
■三山の自然景観の保全 ●自然と触れ合う生活をし、自然に人が手を入れることが大切である。 ●生物多様性や生物学的指標と関連した取組が大切である。 ●京都の林業の衰退とあわせて、森林景観も消滅の危機に瀕している。 ■歴史的風土の保存 ●生業と結びついた景観(文化的景観)という考え方を取り入れた対策について検討する。 ●樹木の伐採への規制が山ろくの景観の変化の原因となるなど、法の規制で景観が悪化することもあり、注意する必要がある。 ■緑豊かな住宅地の景観の保全 ●街路樹や屋上緑化等、住宅地の緑のあり方について検討を進めることが重要である。 ■眺望景観や借景の保全 ●町の様子の変化に伴い、庭などから見える借景が、壊れてきている。 ■新たな眺望景観の創出 ●寄付やファンドなどの手法や新たな観光事業を創出する取組から、景観保全のための資金づくりにつなげる仕組みについて検討する必要がある。	■良好な住環境を形成する市街地景観の整備 ●景観の性能を高めるガイドラインがあれば役立つものとする。 ●プライベートとパブリックの概念を理解し、周辺との調和を図ることが大切である。 ●地域で町並みについて考えること、そのための仕組みを造ることが大切である。 ●景観を形づくった生活文化などの背景を理解したうえで、デザインすることが大切である。 ■ものづくりや商業が集積する地域における市街地景観の整備 ●地域に係る様々な立場の人がコミュニティに参加することが重要である。 ■京都にふさわしい広告のデザインの誘導 ●基準の範囲内でつくればいいのではなく、地域や通りにあうように考えることが大切である。 ●広告技術の進化にルールを対応させていく必要がある。	■歴史的な町並みの保全 ●慎みを持ち、辛抱しながら公益を大切にすることができる人を育てていくことが必要である。 ●人の息遣いの見える環境の中に観光客を受け入れるという思いが大切である。 ■京町家の保全、再生、活用 ●利便性の追求に囚われず、日本人としての暮らし方や人との繋がりとといったものを含め京町家の価値を再発見していくことが大切である。 ●京町家は、新しい文化が混ざりながら続いてきた。新しい要素を取り入れながらトータルコーディネートできるのが京都の良さである。 ■地域特性を活かした地域景観づくりの推進 ●歴史文化を育みながら新しいものを取り入れる成熟戦略が大切である。 ●景観は、まちづくり活動など人と人とのつながりの中で、保全していくもの。市民に景観の大切さを認識してもらうことが重要である。

【各テーマ共通の意見】

- 良好な景観づくりを担う人材が必要**
 - 地域の景観に関心を持ち、自ら行動することができるような人材を育成する環境を整える必要がある。
- 良好な景観形成のためのルールが必要**
 - 条例や基準等での強制による景観形成だけではなく、より地域の特性に合わせたルール、伝統的な素材や生物学的指標を生かしたルールなどが必要である。
- 良好な景観形成に繋がる仕組みが必要**
 - 新規産業の開拓や伝統産業の振興による資金集めや地域に係る様々な人からなるコミュニティ形成など、良好な景観づくりにつながる仕組みが必要である。
- 景観についてもっと考えていくことが必要**
 - 歴史文化を育みながら新しいものを取り入れ続けてきた京都を踏まえ、京都らしさ、京都の景観、地域に合った景観について考えることが必要である。

【今後の展望】

- 地域の景観づくりの中心となる人材を育成する「地域景観づくり講座」の実施を継続する。
- 地域の良好な景観形成に取り組む組織を認定する「地域景観づくり協議会制度」を継続的に取り組む。
- 成熟戦略、文化的景観及び生物多様性等を景観づくりに活かすべく、考え方を整理するために議論を重ねる。
- 「京都らしさ」「京都の景観」については、継続的に議論を行い、その時代にあった景観を把握するように努める。
- 継続的に新景観政策の実施状況等を景観白書に取りまとめ、景観と環境、景観と防災など、他分野との連携にも取り組む。

京都市景観白書データ集 ～平成 24 年度～

平成 25 年 3 月発行

発行・編集

〒604-8571

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話（075）222-3397

京都市印刷物 第 243211 号



